

# 地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の 強化・充実のための都道府県ブロック会議

## 【事例発表】

福井県(福井市・鯖江市・越前市)

平成31年2月8日(金)

福井県健康福祉部障害福祉課自立支援グループ

主任 内田 奈穂美

## 【福井市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点】

- ・ 障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センター、地域生活支援拠点業務を委託することで、24時間の総合的相談機関として、相談から一時保護、サービス調整まで一連の支援を迅速に提供できる体制とした。
- ・ 委託先の選定方法として、民間の提案を活かした事務にするため提案型プロポーザルの手法を用いた。

## 福井市の概要

(1) 人口 263,847人 (平成30年3月末現在)

(2) 障がい者の状況 (平成30年3月末現在)

身体障害者手帳所持者 11,099人

療育手帳所持者 1,991人

精神保健福祉手帳所持者 2,324人

- ・3障がいとも手帳所持者は増加している。
- ・特に精神障害者保健福祉手帳所持者が増加し、平成19年度から平成28年度で3.1倍増加している。

(3) 実施主体 社会福祉法人 足羽福祉会

【福井市の位置】



## 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要(1)

### (1) 検討を始めたきっかけ

相談支援事業においては、身体・知的・精神・発達障がいの障がい種別ごとに委託しており、市民にとって相談先が分かりにくかった。

入所施設や精神科病院等からの地域移行・地域定着を進めるための相談支援拠点が無いことが課題となった。

以上の事から、地区担当制の相談支援体制の構築を行うことともに、地域生活支援拠点についても検討されることとなった。

### (2) 検討開始時期、整備方針、整備類型

平成26年度策定の第3次福井市障がい者福祉基本計画において、重点施策の一つとして「相談支援体制の充実」を掲げた。

障がいのある方が、住みなれた地域で安心して暮らす社会の実現のためには

- ・本人や家族が気軽に相談できる身近な相談窓口の充実
- ・障がい者虐待対応の充実
- ・病院等からの地域への移行
- ・定着に関する相談に対応できる相談支援体制の整備

が必要であると考え、地域生活支援拠点を整備することを福祉計画に位置づけた。

これまでの障がい者自立支援協議会からの意見を元に、市内部での検討を進め、相談先を分かりやすくさせるとともに、地域包括支援センターとの連携を見据えた相談支援体制の見直しを行った。

市内を4地区に分け3障がい全ての一般的な相談に対応。

発達障がい相談については他の障がいに比べ相談対応に特殊性があることから地区割りではなく、市全域の拠点1ヵ所とし、幼少期からひきこもり対応を含めた成人期まで一貫した支援を行う。

基幹相談支援センターにおいては、24時間の総合的相談機関として、障がい者虐待防止や地域移行・地域定着の相談機能を追加し、相談から一時保護、サービス調整まで一連の支援を迅速に提供できる体制を構築。

平成28年度に障がい者相談支援事業の公募を行い、委託する法人の選定を行い、平成29年4月から基幹相談支援センターに地域生活支援拠点の機能もある多機能型として新しい相談支援体制及び地域生活支援拠点を開始した。

### (3) 自立支援協議会等の活用等

障がい者自立支援協議会において相談支援体制の見直しについて承認を得た。

## 相談機能

相談支援専門員数：1人(基幹相談支援センターとしての配置は3人)  
相談支援事業にかかる費用：人件費500万、事務費100万  
(活用している事業枠：地域移行のため安心生活支援事業)

- ・基幹相談支援センターに、障がい者虐待防止センター及び地域生活支援拠点事業も委託。地域生活支援拠点として、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを専門で1名配置。
- ・福井市の相談支援体制としては、基幹相談支援センター1ヵ所、市内を4地区に分け3障がい全ての相談に対応する地区障がい相談支援事業所4ヵ所、市内全域を対象とし発達障がいに関する相談に特化して対応する発達障がい相談支援事業所を1ヵ所設置。
- ・指定特定相談支援事業所等の困難事例や連携が必要な事例については、利用者の居住地区である地域の地区障がい相談支援事業所がともに支援し、さらに困難な場合は基幹相談支援センターも介入し、支援している。

## 03

# 各機能の具体的な内容

体験の機会の場合  
及び緊急時の受け入れ

平成29年度の利用者数: 1人

利用に係る費用

予算措置額 2,046千円(居室確保経費及び居室稼動経費)

居室確保経費 365日分(家賃相当分、確保人件費相当分)

居室稼動経費 稼動実績に応じ精算払い(水光熱費、支援費相当分)

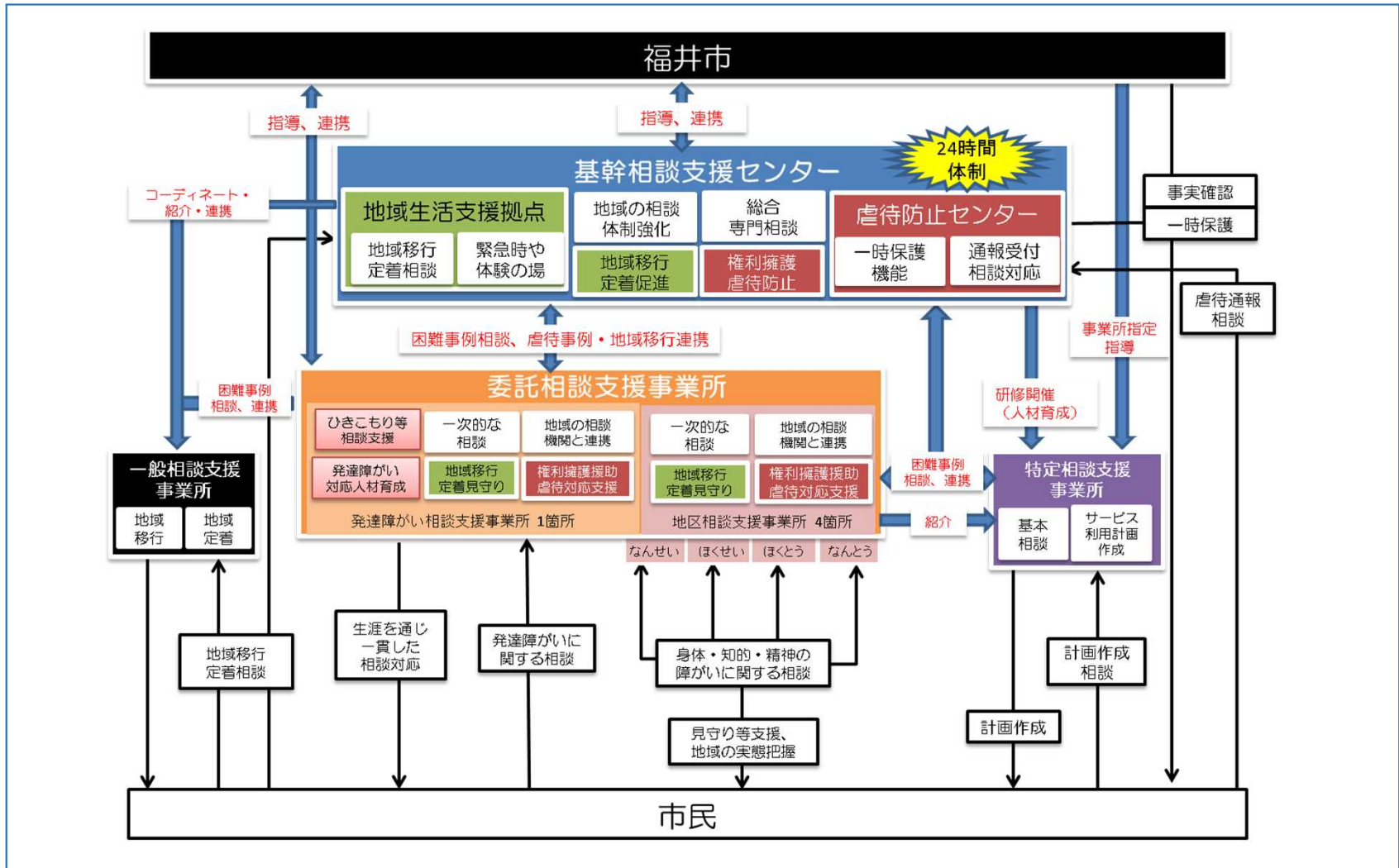
- ・障がいのある人の高齢化や親亡き後の支援及び施設や病院等からの地域移行を進めるため、地域での1人暮らしに向けた体験的な宿泊、また、地域定着者の緊急一時的な宿泊を行う。
- ・地域生活支援拠点事業の委託契約を締結している法人内に、居室を1室確保(365日)。

専門的人材の確保

- ・研修会を開催し、地域移行をする人についての理解を深め、地域移行を支援することのできる相談支援専門員や受け入れ事業所の人材育成を行う。



# 04 地域生活支援拠点等のイメージ図



## 05 地域生活支援拠点等における支援の事例

### (1) 利用者の属性

- ・50代男性 知的障害B1
- ・学齢期以降、福祉の支援に繋がっておらず、反社会勢力に所属していた。その後窃盗、恐喝、殺人未遂等で刑務所服役を繰り返していた。
- ・出所後本人の支援に多くの機関が入り、アパートで单身生活を送っていた。

### (2) 利用した経緯

- ・以前関わっていた反社会勢力と連絡を取るようになり、警察の介入を余儀なくされた。
- ・今後本人の身に危険が及ぶ可能性があり、警察とも相談のうえ危険回避のため数ヶ月は自宅に戻らず一時避難をすべきとの判断に至り、地域生活支援拠点の利用となった。

### (3) 利用状況

- ・2ヵ月間一時避難。うち15日間を地域生活支援拠点で利用。

### (4) 利用の効果等

- ・一時避難中に、本人の状況と関係機関との個別調整会議を定期的実施し、新たな居住先や就労先の検討を含め、本人の意思を尊重しながら今後の生活について検討する事ができ、関係機関の支援体制を構築する事ができた。

## 06 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- ・制度改正による法定給付における拠点業務との住み分け。
- ・居室利用について、対象者の要件や利用期間の設定等が無く、ケースごとの対応となっているため、運用に係る具体的なマニュアル作成等の必要性の検討。

## 01

## 鯖江市の概要

- 人口 69,469人 (平成31年1月1日現在)
- 障害のある人の状況 (平成30年3月31日現在)

身体障害者手帳所持者 3,136人

療育手帳所持者 532人

精神保健福祉手帳所持者 500人

【鯖江市の位置】



## 整備のプロセス

## 第4期鯖江市障がい福祉計画

- ・平成29年度末までの施設入所者数の目標数を掲げる
- ・国 精神疾患を有する施設入所者や精神科病院入院患者の退院促進

## ○鯖江市障がい者計画策定におけるアンケート結果

【地域で生活するために不足していること】

(障がい児とりわけ発達障がい児に対する)

身近なワンストップの相談窓口

療育の場

ライフステージを通じた支援体制を構築する必要性

障がい児者の「親亡き後」の療養、生活支援、就労基盤の整備

## 02

# 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要(3)

### 整備類型

多機能拠点整備型

### 概要

名称：鯖江市地域生活支援拠点センター「リノ」

発達障がい児・者の総合的な相談窓口、交流の場などの  
機能を付加

障がい者およびその家族に対する相談支援(地域移行、親元からの自立または発達障害に関する事等)、支援調整(コーディネート)

#### 一般相談

障がい者の「親亡き後」に関する相談や一人暮らしの障がい者等の相談

#### 緊急時の相談

障がい者の家族が急病や通夜・葬儀などの急用により介助が行えない場合の相談  
発達障害に関する相談

相談事業所での常設相談と月1回の出前相談会を実施

児童の発達障害の早期発見等および発達障がい者の家族への支援に関する一般相談  
専門機関の紹介

#### 地域移行に関する相談支援

入所、入院している障がい者およびその家族の退所、退院に関する相談

#### 緊急時の関係機関への連絡調整

保健・医療・地域連携のためのコーディネート業務

乳幼児育成事業への参加、発達障害児者支援センター等関係機関との連携



## 03 各機能の具体的な内容(2)

緊急時の受入れ

障がい者に対する緊急時の受入れ・対応(ショートステイ等の確保)

体験の機会・場

障がい者に対する体験の機会・場(集いの場)の支援

体験の機会(就労)

福祉施設でのボランティア活動等の実施

障がい者の居場所の確保

障がい児とその家族の居場所として、月1回「ころころ広場」を開設

専門的人材の  
確保・陽性

個別ケース会議の開催など

地域の体制づくり

障がい児(者)および発達障害の理解に関する地域への普及啓発

## 03

### 各機能の具体的な内容(3)

その他

発達障がい者・児のワンストップの相談窓口および関係機関の横断的な連携

○市には身近な発達障がい児(者)の交流や相談の場が不足

○それらの機能も付加し、多機能な拠点として各資源を有機的に結び付けながら効率的、効果的な地域生活支援体制等の整備を図る

# 地域生活支援拠点等のイメージ図



実際の利用事例にはつながらなかったが、緊急時の受け入れについて検討した

就労の体験の機会として、事業所でのボランティア活動を提供している

### 鯖江市地域生活支援拠点センターの機能強化

センターとして設置したが、関係機関における整備方針や課題・ニーズの共通理解が不足しており、必要な機能の運営に関する定義づけなど検討が必要

### 緊急時の受け入れ

「緊急時」の定義づけや各事業所との協力体制、重度障がい者や医療的ケア児等の受け入れ体制の確保

### 専門的な人材の確保・養成

発達障がいへの対応等相談機能充実や医療的ケアや強度行動障害など専門的ケアの対応に向けた研修等の開催

## 越前市の概要

- 人口 83,122人 (平成30年4月1日現在)
- 障害のある人の状況 (平成30年3月31日現在)

身体障害者手帳所持者	3,390人
療育手帳所持者	645人
精神保健福祉手帳所持者	572人

### 【障害者手帳所持者】

- 精神保健福祉手帳 増加
- 療育手帳 微増
- 身体障害者手帳 減少

### 【その他】

- 施設入所者の高齢化、精神科医療機関における長期入院患者が多い。

【越前市の位置】



## 02

### 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要(1)

#### 整備のプロセス

指定障害者支援施設若越みどりの村((福)ふくい福祉事業団)が平成29年度に向けて施設を改築するにあたり、当市との間で地域への貢献等事業の実施について協議

当施設は入所施設であることから、24時間の相談体制および緊急時の短期入所受け入れ対応が可能であることから、平成29年度中に地域生活支援の拠点を置く協定を締結

## 02 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要(2)

整備類型

面的整備型

概要

相談、緊急時の短期入所受け入れの機能を整備

短期入所においては、医療的ケア児者の受け入れも実施



## 03

# 各機能の具体的な内容(1)

相談

職員3名体制で、施設の宿直担当者から相談担当者へ連絡する形で24時間相談受付

緊急時の短期入所受け入れ

緊急時のための空床確保はしていないが、空きがあれば対応可能

対象者の障害特性に応じて、事業所側の支援体制状況が異なるため、医療的ケアや強度行動障害等、障害福祉圏域内にある短期入所施設や地域生活支援拠点間で互いに協力連携体制を整備

近隣市町の地域生活支援拠点と協議し、事前登録制の検討を実施

## 03 各機能の具体的な内容(2)

体験の機会・場の提供

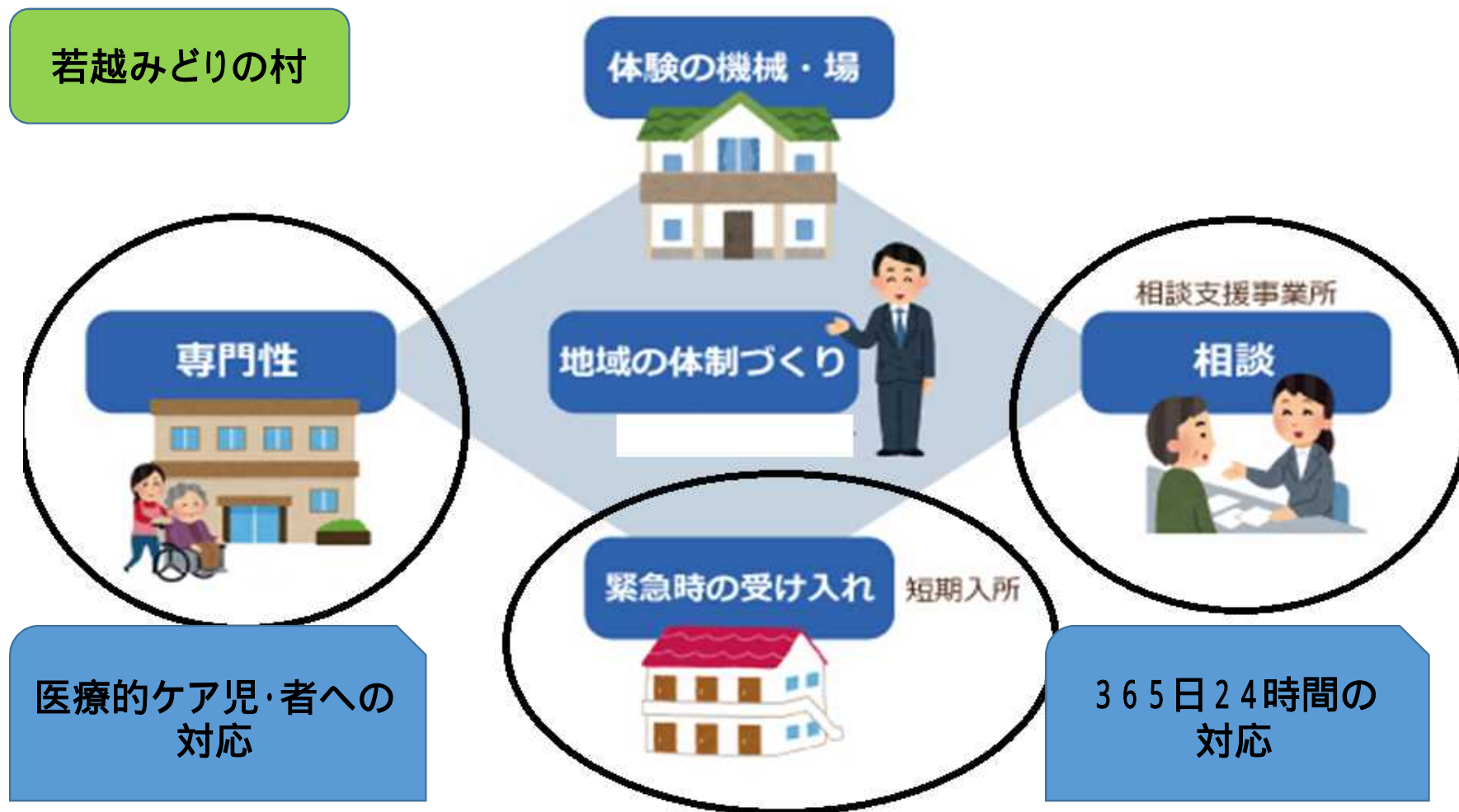
未整備であるが、これまでも各グループホームにおいて入居前の体験は実施されている

地域の体制づくり

当市と同じ障害福祉圏域に属する5市町(当市含む。)で構成する自立支援協議会にて地域生活支援拠点整備に関連した地域課題や解決に向けた方策について協議する場を設置

直接的ではないものの、地域の高齢者サロンに介護予防の講師として、地域生活支援拠点である指定障害者支援施設若越みどりの村職員が出向くなど、地域住民や地域のキーパーソンとなる人との接点を増やす

## 地域生活支援拠点等のイメージ図



## 05 地域生活支援拠点等における支援の事例

実施事例なし

## 06 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針(1)

これまでも相談支援専門員により地域生活への移行等の支援は行われてきていたため、拠点の機能との役割分担等を整理する必要がある、その上で拠点に関する体制や支援内容、マニュアル化等を検討

新たな支援の資源を開拓していくために地域全体で体制整備に取り組むための意識醸成、後方支援できる体制の整備が必要

拠点における相談機能について、経済的、住まいに関する課題等、多問題の事例対応の経験が十分でないため、相談支援専門員の資質向上が必要

一人暮らしの居住場所の確保が困難、または公共交通機関が不十分等により、生活環境への適応性についても検討する必要があることから、居住予定場所の近辺で体験する必要がある

居住支援に関する事業との連携が必要だが、昨年度に、当市内に居住支援法人の指定(一事業所)を受けたところで、法人としての事業展開もこれから整備していく段階である